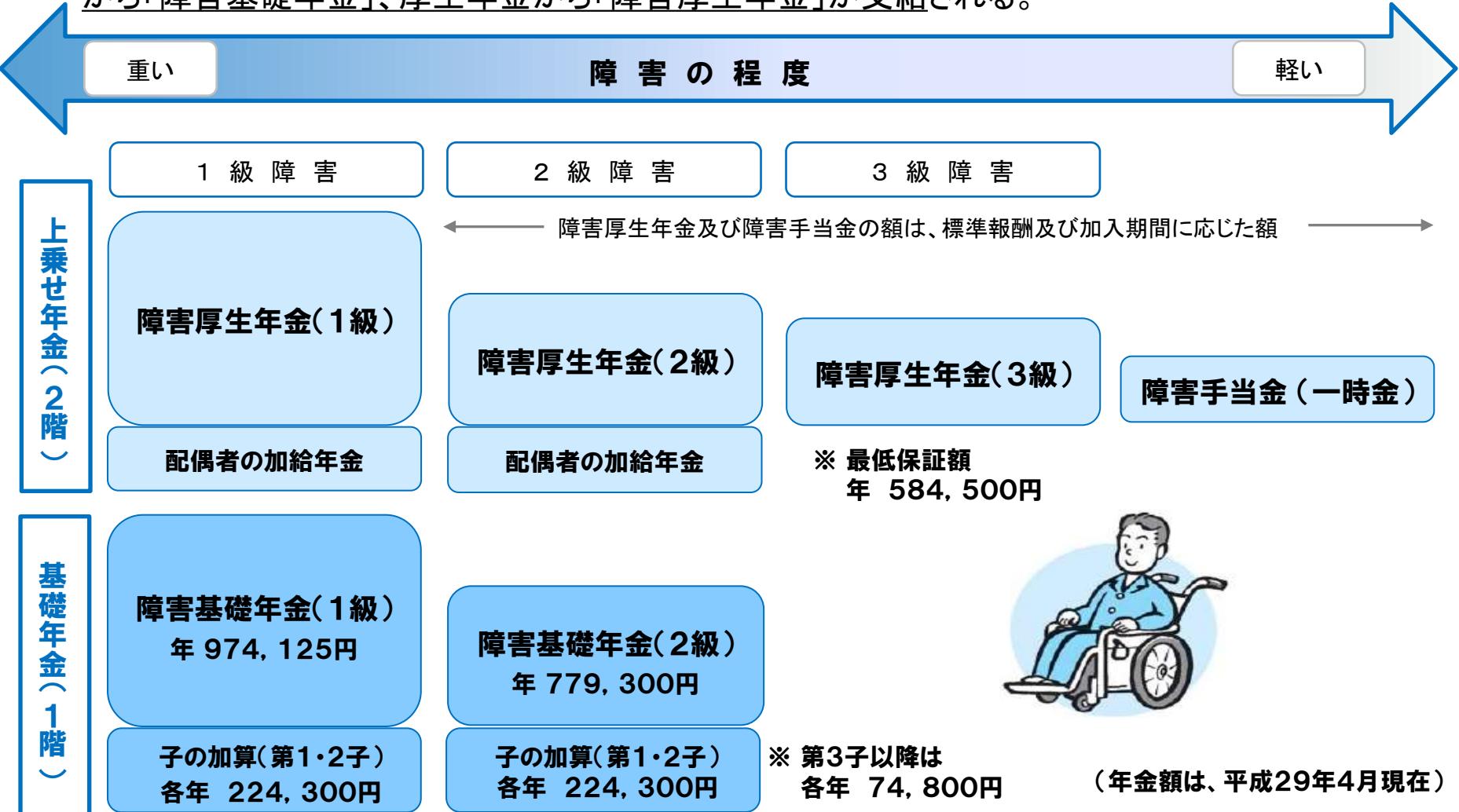


資料2	差引認定基準の見直しに関する 専門家ヒアリング
	平成29年 6月 9日

障害年金制度について

1. 障害年金の給付体系

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や、会社員などが加入する厚生年金があるが、こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給される。



2. 障害年金の受給要件

障害年金は、国民年金や厚生年金の被保険者が、病気やけがで障害の状態にある場合に所得保障を行うものであるが、受給に当たっては、当該傷病の初診日に年金制度の被保険者であって、一定の納付要件や障害状態にあることが必要である（国民年金法第30条、厚生年金保険法第47条）。

① 初診日に被保険者であること

初診日において国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日に20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給される。

② 保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

③ 一定の障害の状態にあること

障害認定日（※）に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金は1級～3級）に該当すること、または障害認定日後に障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金は1級～3級）に該当すること

※障害認定日

障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

3. 障害の程度(障害等級)

(1) 障害等級

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級～3級となっており、各級の障害の状態は、国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表に、それぞれ規定されている。

- | | |
|------------|-----------------|
| 障害等級1級及び2級 | → 国民年金法施行令別表 |
| 障害等級3級 | → 厚生年金保険法施行令別表1 |
| 障害手当金 | → 厚生年金保険法施行令別表2 |

(2) 障害認定基準

- 「国民年金・厚生年金障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)は、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令に定める障害の状態を、傷病(疾患)ごとに具体的に例示したものであり、傷病(疾患)ごとの障害の程度(障害等級)を公平に認定するための基準を定めたものである。
- 障害認定基準は、旧国民年金及び旧厚生年金保険においても設けられていたが、現在の障害認定基準は、昭和61年の年金制度改正(基礎年金制度の導入)に伴って設けられたものであり、その後の医療水準の向上による医学実態等を踏まえ、隨時見直しを行っている。

《参考》 障害年金に係る法令上の構成

法律	政令	通達
障害年金の支給要件を規定 ① 初診日に被保険者であること ② 保険料の納付要件を満たしていること ③ <u>一定の障害の状態にあること</u> ※国民年金法第30条 厚生年金保険法第47条	各障害等級の「障害の状態」を規定	<u>傷病(疾患)ごとの障害等級を認定するための基準を定めたもの</u> ※「国民年金・厚生年金障害認定基準」 (昭和61年3月31日府保発第15号通知、 平成14年3月15日府保発第12号一部改正)

《障害の程度の(基本的)な考え方》 ※「障害認定基準」より抜粋

障害の程度は、1級及び2級は「日常生活の制限度合い」を基準に、3級及び障害手当金は「労働能力の制限度合い」を基準に評価する。

	障害の程度	具体的な状態	(例) 肢体の障害
1級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が<u>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度</u>のもの。</p> <p>→ 他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの</p>	<p>身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの</p> <p>病院内の生活では、活動の範囲がおおむねベッド周辺、家庭内の生活では、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの
2級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、<u>日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度</u>のもの</p> <p>→ 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもの</p>	<p>家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、</p> <p>病院内の生活では、活動の範囲がおおむね病棟内に、家庭内の生活では、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの
3級	<u>労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度</u> のもの		<ul style="list-style-type: none"> 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
障害手当金	<u>「傷病が治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度</u> のもの		<ul style="list-style-type: none"> 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの

4. 障害年金の認定と支給

(1) 障害年金の認定

- 障害年金は、障害の発生ごとに受給権の有無を確認し、障害の程度(障害等級)を認定する。
したがって、異なる時期に複数の障害が発生したときは、各々の障害について、障害の程度を認定する。
- ただし、身体(眼・耳・肢体)の同一部位に複数の障害が生じた場合は、前発障害と後発障害の程度を医学的に切り分けることは一般には困難であるため、後述する「差引認定」によって、各々の障害に対する受給権の有無、障害等級を認定する。
※ 身体の同一部位に複数の障害が生じっていても、「後発障害の程度」が判断できる場合(=現在の状態は、前発障害の有無に関わらず全て後発障害によって生じたものと医学的に判断できる場合等)があるが、このような場合は「差引認定」を行わない(後発障害の程度から等級を判断する)。

4. 障害年金の認定と支給

(2) 障害年金の支給

複数の障害年金の受給権が発生した場合は、下記のいずれかで支給する。

- ① 複数の障害年金の等級が、いずれも2級以上である場合には、複数の障害を併合し、1つの障害年金にして支給する。
- ② 3級の障害厚生年金は、被用者にのみ存在する給付であることから、他の障害年金と併合することなく、いずれか1つの障害年金の支給を選択する。

※ 複数の障害を併合したときの障害の程度(等級)は、障害認定基準(「併合(加重)認定表」)に定められている。

(例えば、下記のA障害・B障害が共に「2級」の場合、併合すると「1級」になる。)

